

舞鶴市商工観光センター 1階展示コーナーの利用規約

1. 目的

舞鶴市商工観光センターと舞鶴商工会議所の共同事業として、舞鶴市商工観光センター1階に、会員事業所等の商品やサービスをPRする展示コーナーを設置し、市内産業の紹介を通じて、その振興に努めることを目的とする。

2. 展示場所

舞鶴市商工観光センター1階ロビー（常設の展示コーナーとする）

3. 展示期間

1事業所につき原則2ヶ月間とするが、状況により延長も可能とする。

4. 出展事業所

原則、舞鶴商工会議所の会員事業所とするが、非会員でも入会が見込まれる事業所や創業後間もない事業所など、出展に相応しいかを勘案し、出展を可能とする場合もある。

5. 出展者の使用可能スペース

基本の使用可能スペースは約13㎡（3.6m×3.6m）

※パネル（幅1.2m×高さ1.8m）9枚を使用しコの字型のレイアウトが可能。

但し、展示コーナーの使用状況により、レイアウト変更や使用スペースの拡大、縮小も可能とする。

6. 貸出可能な備品

パネル（幅1.2m×高さ1.8m）、フック（展示物の吊り下げ用）、机（1.8m×0.6m）、椅子

7. 出展者の準備物

- ・商品などPRされる掲示物（写真パネル・ポスターなど）、押しピン
- ・商品・製品等
- ・PR用のパンフレット・カタログ・チラシなど来館者が持ち帰り可能なもの 等

8. 出展料

無料

9. 展示物の管理と損害賠償

展示される商品・製品など全ての展示物は舞鶴市商工観光センター、舞鶴商工会議所は管理することはできない。また、全ての展示物の紛失・盗難等の損害に対して、責任を負うことはできない。

10. 出展者の募集と受付

募集は随時行い、所定の申込書により、1事業所あたり、1ブースの申し込みを受け付ける。

但し、事業所から使用スペース拡大の希望がある場合は、その時の申込状況により、可能とする場合もある。

11. 展示物の持ち込み・展示準備等について

出展事業所は、指定された日までに、展示を開始し、期間終了後は全ての展示物を撤収することとする。

12. この規約に定めるもの以外で検討すべき事項が生じた場合は、舞鶴市商工観光センターと舞鶴商工会議所が協議して決定することとする。

13. 本規約は令和5年11月20日から適用する。